

タブレット端末活用のルール



皆さんが、学習内容をよく理解し、深い学びにつなげていくために、また、今後休校等になっても学校や仲間とつながって学ぶことができるよう、一人一人にタブレット端末を岐阜市が貸し出しをしています。タブレット端末は上手に活用すれば力が身に付きますが、使い方を間違えると破損したり、トラブルの原因となったり心配されることもたくさんあります。

そのため、岐阜市教育委員会において、「タブレット端末活用のルール」を定めました。**保護者や家の人と一緒にルールを確認し、全員がこのルールを守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。**

(この「タブレット端末活用のルール」にある「タブレット端末」は、学校から貸し出したタブレット端末のことを表しています。)

※赤字はこの度追加・変更された内容です。

1 タブレット端末を使う目的

- タブレット端末は、授業中や家庭での学習活動のために使うことが目的です。ゲームや学習に関係のない動画の閲覧など、学習活動に関わること以外に使ってははいけません。

2 使用場所と時間

- 原則として、学校と自宅以外では使用してはいけません。ただし、学習活動に必要な場合に限り、上記以外の場所で使用してもよいです。その際、紛失や盗難、落下による破損等には十分に気をつけましょう。

3 学校・家庭で使用する時

①校内での生活について

- 原則として、学習以外では使用しません。
- タブレット端末で作成した資料やインターネットから取り込んだデータは、学習活動で先生が許可したものだけを保存します。
- タブレット端末で作成したデータ（写真や動画も含む）は、先生から聞いたところに保存し、本体にデータをため込まないようにします。
- 教室を移動するなど、タブレット端末を持ち出さない場合は、机の中にしておきます。（教室の保管庫にしまっておいてもよいです。）
- 登下校中はカバンから出さないようにします。

②家庭で使うときについて

- タブレット端末を使う時間帯を決めます。（午前7時から午後11時まで など）
- 寝る時刻の30分前には、使用するのをやめます。
- 使う時間は家の人とよく話し合い、長い時間使わず、休憩をしながら使います。30分に一度は遠くを見るなど、時々目を休ませます。
- 学校の臨時休業等で、家庭学習で使うときには、学校の授業と同じ意識で、しっかりと勉強をする気持ちで使います。
- 家庭において先生や仲間とのオンライン上でのやり取りはできません。（コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業や非常変災時における臨時休業など、不測の事態が生じた場合は除く。）

③個人情報について

- タブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしません。
- 他人のタブレット端末を無断で操作しません。
- 保存してある他人のデータを操作しません。
- 許可なく音声、画像、動画、ソフトウェアをダウンロード、アップロードしたりすることはしません。他にも以下のものも注意が必要です。
 - ・タブレット端末のIDやパスワード、記録物、録音や録画、写真など
 - ・先生が配信した写真画像（場合によっては動画）をダウンロード、スクリーンショットした画像・動画データなど
 - ・学習の様子が分かる画像・動画データや、会議記録等のリンクURL
 - ・個人情報や根拠のない噂話など

- 自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス、写真など）は、インターネット上には絶対にあげません。
- Teams や SNS には、相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすること（人権侵害）、授業や学校の活動に関係のないことを絶対に書き込みません。
- 十分に注意しないで、誤った情報を発信した場合は、速やかに先生に報告し、訂正します。
- 他の人の著作権や肖像権、商標権等の権利を侵すような発信はしません。
 - ※著作権：著作者に対して与えられる権利のこと。自分の考えや気持ちを作品として表現したものを「著作物」、著作物を創作した人を「著作者」と言います。
 - ※肖像権：自分の顔や姿をみだりに他人に撮影・描写・公表されない権利のこと
 - ※商標権：商品やサービスと商標を組み合わせたもので、国（特許庁）に登録された権利のこと
- インターネットは正しく使えば学習を広めたり、生活を便利にしたりすることができますが、中には怪しいサイトや、個人情報を巧みに得ようとする悪質なサイトもあります。学校はもちろん、家の人もインターネットを使うときの約束をきちんと決めましょう。もし、危険だと思われるサイトに入ってしまったときには、すぐに電源を落とし家の人と学校に知らせましょう。

④カメラでの撮影について

- カメラで人を撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりするときには、勝手に撮らず必ず許可を得るようにします。

4 機器について

- 丁寧に扱います。（投げない、落とさない、ぶつけない、強く押さえない）
- タブレット端末を持ったまま走ったり、画面を操作しながら歩いたりしません。
- ストーブや日光の下など熱い所には置きません。湿気の多い所では使いません。
- 磁石を近づけません。
- 翌日の学校で活用できるように、バッテリーの残量に注意しながら、必要に応じて家に帰ったら充電をするようにします。
- タブレット端末のホーム画面のアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの設定は勝手に変えません。
- タブレット端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元に戻らないときや、破損、故障、紛失のときには、学校に連絡をします。
- タブレット端末を故意に人にぶつかけたり、当てたりするような、人に危害を加える行為をしません。
- 使い方が悪く破損、故障した場合、また、故意に紛失した場合は、学校で協議の上、補償を求める場合があります。丁寧に扱うようにしましょう。

5 使用の制限について

- 「タブレット端末活用のルール」が守れないときは、タブレット端末の使用を制限することがあります。

6 保護者の皆様へ（利用履歴の記録とその活用について）

- 岐阜市教育委員会では、タブレット端末の活用を安心・安全に行えるよう、児童・生徒一人一人に貸与したタブレット端末のインターネット等の利用状況（アクセスサイト、データ通信量）を把握しています。
インターネット等の利用において心配される状況（不正なサイトへのアクセスや使用ギガ数が非常に多い状況など）が見られる場合は、学校を通じて活用の状況を本人やご家庭からお聞きし、児童・生徒が、インターネット等への過度な依存にならないよう支援しています。（岐阜市が貸与しているタブレット端末のデータ容量は、月当たり一人上限 5 ギガを想定しています。）
- ご家庭におかれては、活用の様子などを見て、子どもと話し合うなど、適切な利活用ができるようご支援をお願いします。

7 タブレット端末に関するお問い合わせ

- タブレット端末に関するお問い合わせは、下記へ連絡願います。

連絡先 岐阜市立長良中学校 058-231-7207